

# 国立大学法人岩手大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、規程の額に当該役員の業務に対する貢献度等を考慮して、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・俸給月額について、平均0.2%引き下げた。(国家公務員と同様の運用)
- ・期末特別手当について、0.15月分引き下げた。(国家公務員と同様の運用)
- ・55歳を超える常勤役員の俸給月額を1.5%減額支給することとした。

理事

- ・俸給月額について、平均0.2%引き下げた。(国家公務員と同様の運用)
- ・期末特別手当について、0.15月分引き下げた。(国家公務員と同様の運用)
- ・55歳を超える常勤役員の俸給月額を1.5%減額支給することとした。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,169	千円 11,841	千円 4,239	千円 89(寒冷地手当)			
A理事	千円 3,356	千円 1,706	千円 1,644	千円 6(通勤手当)		平成22年6月4日	
B理事	千円 3,175	千円 1,584	千円 1,526	千円 65(通勤手当)		平成22年6月4日	
C理事	千円 12,763	千円 9,220	千円 3,227	千円 24(通勤手当) 203(単身赴任手当) 89(寒冷地手当)			
D理事	千円 9,506	千円 7,696	千円 1,700	千円 18(通勤手当) 89(寒冷地手当)	平成22年6月5日		

E理事	千円 8,794	千円 7,089	千円 1,579	千円 36(通勤手当) 89(寒冷地手当)	平成22年6月5日	
F理事	千円 11,765	千円 8,197	千円 2,949	千円 75(通勤手当) 492(単身赴任手当) 51(寒冷地手当)		平成23年3月30日 ◇
A監事 (非常勤)	千円 1,102	千円 1,102	千円 0	千円 0( )		
B監事 (非常勤)	千円 1,537	千円 1,537	千円 0	千円 0( )	平成22年4月1日	

注1: 「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

注2: 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

### 3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 7,331 (46,325)	年 月 6 3 (32) (3)	平成22年6月4日	1	その者の業務に対する貢献度等を考慮して学長が定める業績評価率を乗じて得た額としているが、業績評価については、評価「1」と決定した。	
理事B	千円 2,268 (46,204)	年 月 2 1 (36) (3)	平成22年6月4日	1	その者の業務に対する貢献度等を考慮して学長が定める業績評価率を乗じて得た額としているが、業績評価については、評価「1」と決定した。	
監事A	千円 6,534	年 月 6 0	平成22年3月31日	1	その者の業務に対する貢献度等を考慮して学長が定める業績評価率を乗じて得た額としているが、業績評価については、評価「1」と決定した。	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1: 理事A及び理事Bについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2: 「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規則に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じている係数である業績評価率を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い当法人で決定した予算の範囲内で人件費の管理を行っている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費の大部分が国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を充分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率を決定している。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇給	昇給日(毎年1月1日)前1年間に係る当該職員の勤務成績により、5段階の昇給区分により決定された区分により昇給する号俸が決定する。(給与法等を準用)
昇格	特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める必要経年数を有している者は上位の級に決定することができる。(給与法等を準用)
勤勉手当	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法等を準用)

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ・教育学部附属小学校及び附属中学校に所属する主幹教諭を対象に、教育職俸給表(三)に新たに「特2級」を設けた。これに伴い、「主幹教諭手当」を廃止した。また、教職調整額の支給対象となる職務の級に特2級を加えた。
- ・教育学部附属特別支援学校教員について、俸給の調整額の調整数を「2」から「1.5」に引き下げた。また、俸給の調整額の調整基本額を11,100円から11,000円に引き下げた。
- ・教育学部附属学校教員に係る義務教育等教員特別手当について、職務の級に特2級を加えるとともに手当額を3.0%から2.2%に引き下げた。
- ・月に60時間を超える超過勤務の増額支給割合を25%から50%に引き上げた。
- ・入試手当について、追試験等により作題・点検業務が付加された場合の手当額を1.5倍に引き上げた。
- ・特定管理職員に対する勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の90へ改正した。また、12月期の期末手当の支給割合を100分の125から100分の130へ改正した。(国家公務員と同様の運用)
- ・40歳台以上の職員(教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)が受ける俸給月額を平均0.1%引き下げた。(国家公務員と同様の運用)
- ・期末手当及び勤勉手当を0.2月分引き下げた。(国家公務員と同様の運用)
- ・55歳を超える職員(一般職俸給表(一)6級以上の職員及びこれに相当する級の職員を対象とし、一般職俸給表(二)、教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)の俸給月額を1.5%減額支給等することとした。(国家公務員と同様の運用)
- ・平成18年3月31日から引き続き同一の俸給月額を受ける職員(教育職俸給表(二)及び教育職俸給表(三)の適用を受ける職員を除く。)の経過措置額を0.41%引き下げた。(国家公務員と同様の運用)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	681	46.4	7,239	5,368	49	1,871
事務・技術	225	41.0	5,298	3,994	63	1,304
教育職種 (大学教員)	378	50.5	8,591	6,314	40	2,277
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	3	57.5	5,497	4,128	60	1,369
教育職種 (附属特別支援学校 教員)	26	43.5	6,971	5,262	73	1,709
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	44	39.1	6,076	4,594	49	1,482
その他	5	44.5	5,019	3,761	30	1,258
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
再任用職員	2					
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人 20	歳 46.1	千円 4,085	千円 3,078	千円 110	千円 1,007
事務・技術	人 14	歳 48.0	千円 3,529	千円 2,654	千円 85	千円 875
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
プロジェクト職員	人 6	歳 41.5	千円 5,384	千円 4,070	千円 167	千円 1,314

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属特別支援学校 教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他	人	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	45.3	3,864	3,864	0	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
プロジェクト職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	40.8	4,080	4,080	0	0
民間等退職者雇用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員におけるその他の欄は、該当者が少数のために独立した職種として公表することが適当でない判断した職種(附属学校所属の栄養士及び保健管理センター所属の保健師、看護師)を示す。

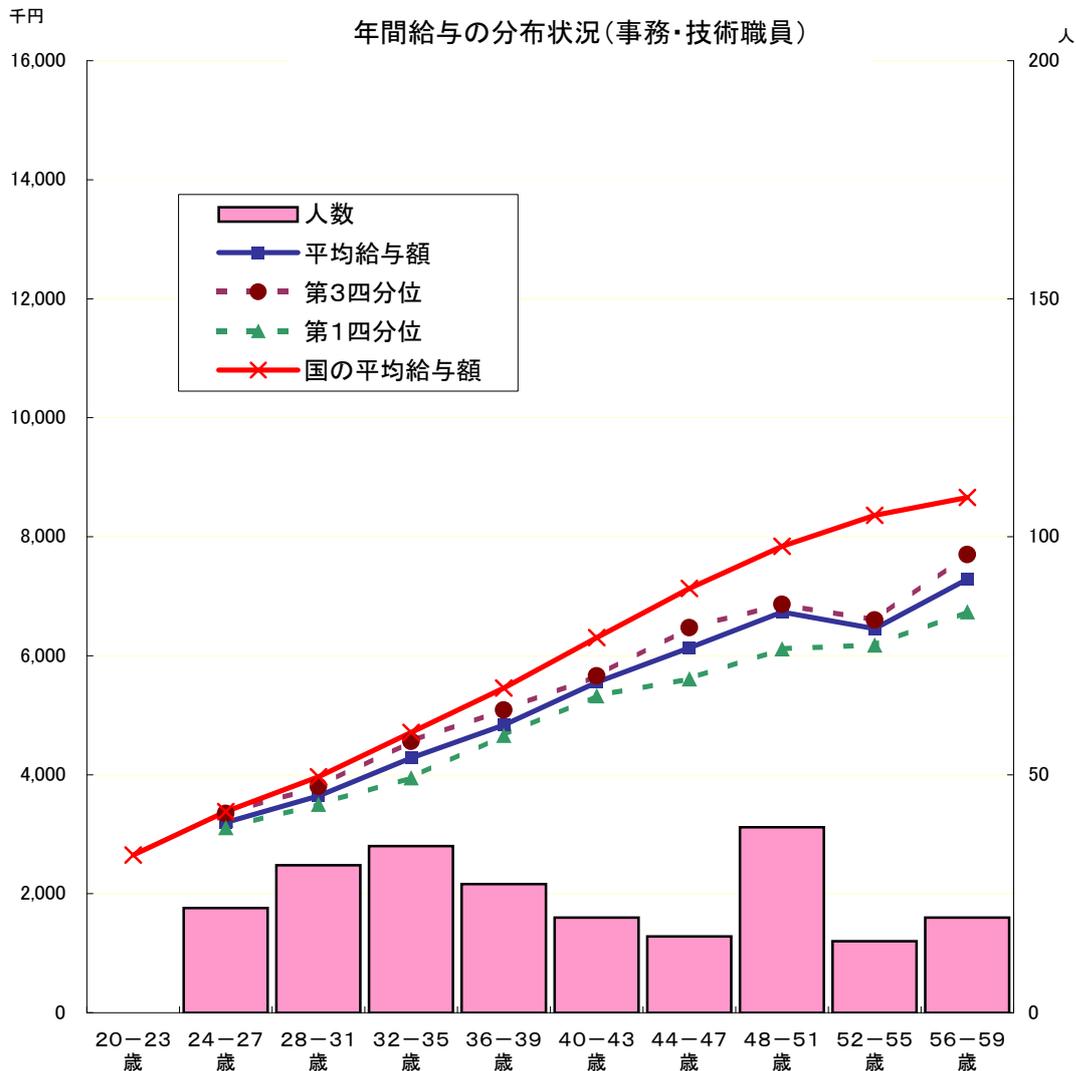
注3:再任用職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4:民間等退職者雇用職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:プロジェクト職員とは、「研究成果の技術移転による新たな事業及び企業の創出に関する支援業務」又は「産学官による共同研究」に従事する職員を示す。

注6:民間等退職者雇用職員とは、民間企業、地方自治体等を定年等により退職した者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要と認めて採用した職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

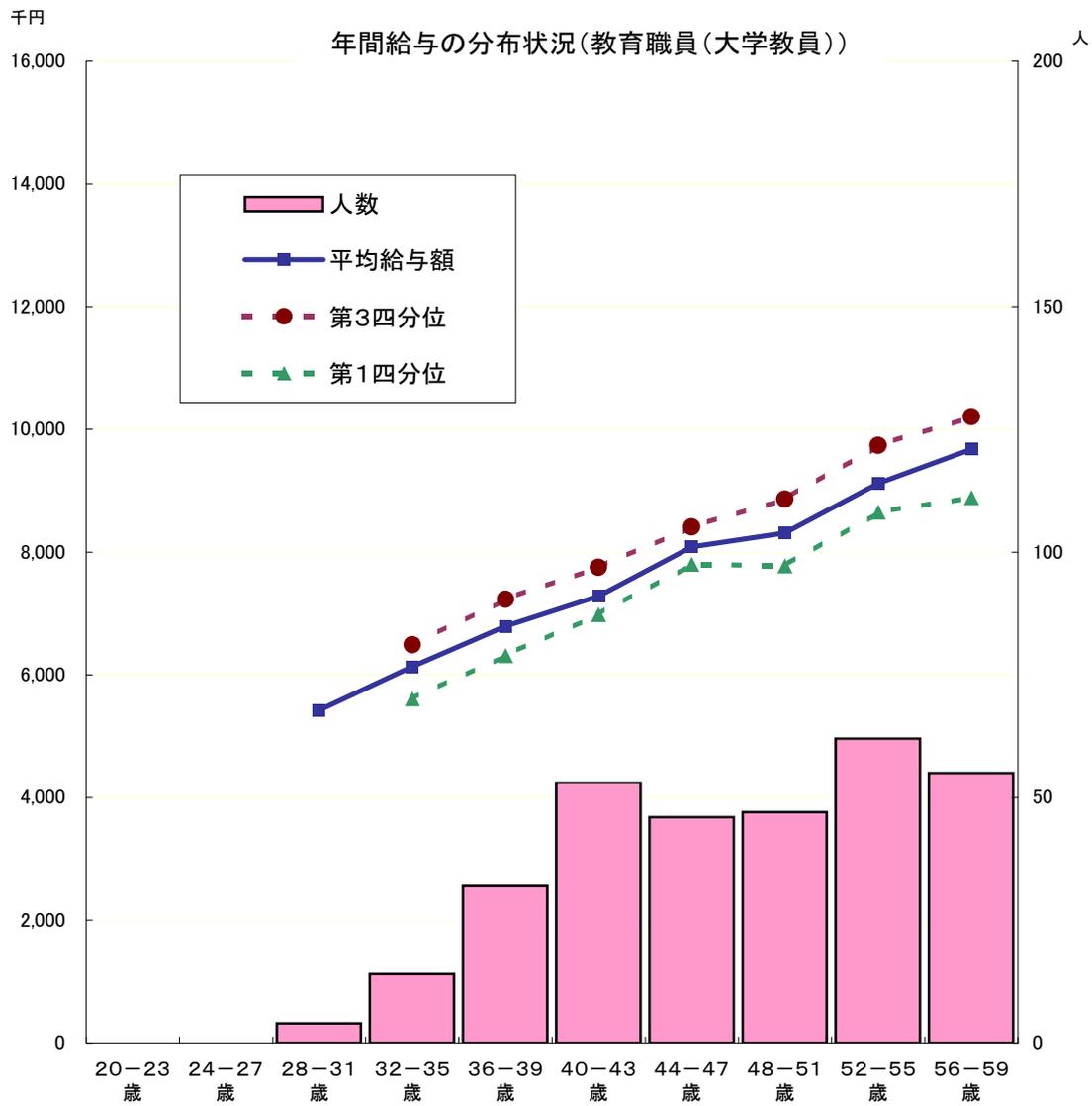
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・課長	18	55.5	7,342	7,690	7,978		
・主査(副課長)	36	52.4	6,275	6,485	6,697		
・主査	83	42.8	4,923	5,454	6,060		
・主事	61	29.4	3,280	3,531	3,796		

注1:「課長」には、課長相当職である事務長を含む。

注2:「主査(副課長)」には、主査(副課長)相当職である主査(副事務長)を含む。

注3:「主査」とは、当法人において「係長」相当職の者を示す。

注4:「主事」とは、当法人において「係員」相当職の者を示す。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位			
			第1四分位	第3四分位		
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 (教授 ・准教授)	193	56.5	8,986	9,675	10,269	
	143	45.7	7,307	7,728	8,149	

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	225人	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	3人 (1.3%)	8人 (3.6%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	59 }	59 }
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	}	8,116 }	6,450 }
年間給与額(最高～最低)		}	}	}	10,803 }	8,537 }
					9,402	7,568

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 主査(副課長)	主査(副課長) 主査	主査 主任	主事	主事
人員 (割合)		22人 (9.8%)	48人 (21.3%)	83人 (36.9%)	43人 (19.1%)	18人 (8.0%)
年齢(最高～最低)		59 }	57 }	55 }	50 }	28 }
所定内給与年額(最高～最低)		5,864 }	5,510 }	4,887 }	3,726 }	2,610 }
年間給与額(最高～最低)		7,699 }	7,311 }	6,445 }	4,927 }	3,381 }
		4,475	4,104	2,717	2,347	2,142
		6,120	5,541	3,594	3,114	2,840

教育職員(大学教員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	—
人員 (割合)	378人	0人 (0%)	193人 (51.1%)	142人 (37.6%)	8人 (2.1%)	35人 (9.3%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		}	64 }	64 }	50 }	51 }	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	9,025 }	6,933 }	5,373 }	5,141 }	}
年間給与額(最高～最低)		}	12,254 }	9,215 }	7,312 }	6,730 }	}
			5,479	4,572	4,001	3,879	
			7,601	6,142	5,327	5,094	

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 64.4	% 63.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 35.6	% 36.9
	最高～最低	% 48.7～34.1	% 45.9～30.6	% 45.8～33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.0	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 34.0	% 35.2
	最高～最低	% 41.9～32.9	% 38.6～30.3	% 39.3～32.2

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 64.4	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 35.6	% 36.8
	最高～最低	% 48.8～34.6	% 48.5～31.3	% 47.2～33.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.1	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 33.9	% 35.2
	最高～最低	% 41.9～34.1	% 38.6～30.8	% 40.2～32.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))

87.0

対他の国立大学法人等

99.8

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

95.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.0	
	参考	地域勘案 94.6
		学歴勘案 87.5
	地域・学歴勘案 94.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 55.3% (国からの財政支出額 7,015百万円、支出予算の総額 12,681百万円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合が50%以上を占めているが、「対国家公務員指数」が100以下であるため、給与水準は適正なものであると考えている。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算)	
講ずる措置	今後とも給与水準が適正となるよう、努めてまいりたい。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.1

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度)の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

III 総人件費について

区分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,694,183	5,870,065	△175,882	(△3.0)	-	-
退職手当支給額 (B)	696,648	701,043	△4,395	(△0.6)	-	-
非常勤役職員等給与 (C)	541,908	566,615	△24,707	(△4.4)	-	-
福利厚生費 (D)	725,156	719,932	5,224	(0.7)	-	-
最広義人件費 (A+B+C+D)	7,657,895	7,857,655	△199,760	(△2.5)	-	-

注:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

## 総人件費について参考となる事項

### ①「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」について、対前年度比における増減状況についての説明

給与、報酬等支給総額の対前年度比はマイナス3.0%であるが、人件費削減の取り組み及び国家公務員に準じた給与の引き下げによる減少と考えられる。

最広義人件費の対前年度比はマイナス2.5%であるが、人件費削減の取り組み、国家公務員に準じた給与の引き下げ及び退職手当支給額の減少が大きな要因と考えられる。

### ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

#### i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

本学の教育研究等の目標達成のために必要な人員の確保と効率性を勘案しつつ、適正な人員管理を行い、人件費の削減に努める。

#### ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

本学の教育研究等の目標達成のために必要な人員の確保と効率性を勘案しつつ、人件費管理計画を策定し、人件費の削減に努める。

#### iii) 人件費削減の取組の進ちょく状況

教員3名及び事務系職員5名を削減するとともに教員の欠員後補充を6ヶ月凍結実施など平成17年度人件費予算相当額に対して、計画の6%を上回る削減を行った。

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 6,789,148千円

・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 6,266,346千円

・平成19年度の「給与、報酬等支給総額」 6,244,146千円

・平成20年度の「給与、報酬等支給総額」 6,060,886千円

・平成21年度の「給与、報酬等支給総額」 5,870,064千円

・当年度(平成22年度)の「給与、報酬等支給総額」 5,694,183千円

・当年度までの各年度の人件費削減率

計算式=(各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100

・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)

計算式=((各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100)

-(基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和)

### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,789,148	6,266,346	6,244,146	6,060,886	5,870,065	5,694,183
人件費削減率 (%)		△ 7.7	△ 8.0	△ 10.7	△ 13.5	△ 16.1
人件費削減率(補正值) (%)		△ 7.7	△ 8.7	△ 11.4	△ 11.8	△ 12.9

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

③そのほか、法人が総人件費について考慮すべき事項、説明すべき事項について

- ・当年度(平成22年度)の「給与、報酬等支給総額」 5,694,183千円 … a
- ・平成17年度の「人件費予算相当額」 6,789,148千円 … b
- ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) マイナス16.1%

(注) 計算式=(a-b)÷b×100

IV 法人が必要と認める事項

特になし。